

平成 30 年度

第 5 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 30 年 8 月 6 日 (月) 午後 1 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可について

議案 2 農用地利用集積計画（平成 30 年 8 月 31 日公告）の決定について

及び農用地利用配分原案の承認について

議案 3 非農地証明について

備 考

庄 原 市 農 業 委 員 会

各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
1	入田 正義	○		13	明賀 美伸	○	
2	植木 登夫	○		14	藤原 富雄	○	
3	迫廣 芳秀	○		15	柳生 卓三	○	
4	原田 實夫	○		16	高坂 勝博	○	
5	堀江 唯雄		○	17	金本 篤子	○	
6	木村 英宗	○		18	前田 憲二	○	
7	三吉 和宏	○		19	道下 和子	○	
8	増谷 克則	○		20	島津 秀樹	○	
9	森兼 貢	○		21	天根 公昭	○	
10	前田 耕廣	○		22	青才 弘江	○	
11	田澤 信雄	○		23	松長 百合子	○	
12	竹森 達		○	24	名越 光紀	○	

農地利用最適化推進委員の出席状況

なし

事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席			
(本庁)				(口和出張所)						
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	麻尾 浩祥		○			
係長	岸 泰弘	○		係長	石田 泰清		○			
主任	森戸 活美	○		(高野出張所)						
				出張所長	小笠原圭二		○			
(西城出張所)				主任	藤原直人		○			
出張所長	國上 章二		○	(比和出張所)						
主任主事	梶原 歩	○		出張所長	小田 雅平		○			
				係長	坂口 登	○				
(東城主張所)				(総領出張所)						
出張所長	清水 勇人		○	出張所長	森末 博雄		○			
主任主事	竹原 守	○		主任主事	角脇 健太		○			

(午後 1 時 30 分)

事務局長：ただ今より、平成 30 年度第 5 回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は 5 番 堀江委員、12 番 竹森委員からの欠席の届出をうけております。それでは、会議規則第 6 条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議長：それでは、会議を開会いたします。

ただいまの出席委員は 22 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議長：本日の議事録署名者を指名します。10 番前田委員と 11 番田澤委員の両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願いします。

議長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。受付番号 15 から 18 について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : (議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：以上説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。受付番号 15 から 18 について一括採決することにご異議ございませんか。

(なしという声)

「農地法第 3 条の規定による許可について」

受付番号 15 から 18 を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。
事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 30 年 7 月期の申出分については、別紙「平成 30 年 8 月 31 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」市より意見を求められていますので、これを上程します。

事務局からの説明を求めます。

(事務局員（本庁）：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の規定に基づく農用地利用配分計画の案が別紙のとおり提出され意見照会がなされております。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第3号「非農地証明について」を上程します。
受付番号15から19について事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

受付番号15

位置等：説明資料の2ページと3ページに記載

潰廃事由：平成8年頃耕作をやめ、災害で被害にあった方から表土がほしいとの申し出があり表土をあげた、その後、真砂土、砂利で造成してしまった。

現地確認：現地は造成され、駐車場の一部として利用されており農地として復旧することが困難

受付番号16

位置等：説明資料の4ページから6ページに記載

潰廃事由：20年以上前から耕作をやめ山林原野となったもの、また、昭和36年頃宅地拡張を行ったもの、昭和56年頃に車庫を建てたものによる。人的か廃については、農地法をよく知らず行っていた今後このようなことがないようとする顛末書が添付されております。

現地確認：現地は、山林、原野、宅地となっており農地として復旧することが困難

受付番号17

位置等：説明資料の4ページと7ページに記載

潰廃事由：平成30年7月の豪雨により土砂が大量に流入し耕作が出来なくなった。

現地確認：現地は、大量の土砂が流入し農地として復旧することが困難

受付番号18

位置等：説明資料の8ページと10ページに記載

潰廃事由：平成15年頃に農地の相続を受けたが、申請者は遠方に住んでおり耕作できず借り手を捜していたが立地条件が悪く借り手が見つからず原野化した。

現地確認：農地へ行く道も荒廃しており周辺の状況や草木が繁茂しており非農地と判断した。

受付番号19

位置等：説明資料の11ページと12ページに記載

潰廃事由：昭和50年頃から旧所有者の死亡と同時に耕作しなくなり原野化した。

現地確認：雑草、低木が生え農地として復旧することが困難

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

7番三吉委員：17番について申請地の周辺は土砂の流入はないのか。

事務局員：申請地は、周辺の土地より低く隣接する河川とほぼ同じ高さなので、ここだけ土砂が大量に流入した。

9番森兼委員：隣接地はのり面が崩壊しており非農地の申請を地権者が検討されている状況である。

議 長：そのほかありませんか。

8番増谷委員：15番について隣接地も同じような状況だと思うがいかがか。

事務局：同一の所有者であるが、申請の取りまとめ中であり次回以降申請される予定である。

議長：そのほかありませんか。

議長：ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 15 から 19 を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長：無いようですので、受付番号 15 から 19 の 5 件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の举手を求めます。

举手全員 決定されました。

議長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議長：会長報告を特にありません。

災害にあって連絡網を整備したらどうかと考えています。

議長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。

これをもって、閉会いたします。(午後 2 時 20 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ない旨を証するため、ここに署名する。

平成 30 年 8 月 6 日

議長
(道下和子) _____

10 番委員
(前田耕廣) _____

11 番委員
(田澤信雄) _____